

目黒区立保育所延長保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区立保育所条例(昭和40年6月目黒区条例第25号)別表に定める保育所(以下「保育所」という。)において延長保育を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「延長保育」とは、午後6時15分から午後7時15分までの間において、保育所で行う保育をいう。

(対象児童)

第3条 延長保育対象児童(以下「対象児童」という。)は、延長保育を必要とするものとして、別に定めるところにより、福祉事務所長が承認した児童とする。ただし、零歳児については対象としない。

(承認期間)

第4条 延長保育の承認期間は、1年の範囲内で福祉事務所長が承認した期間とする。

(定員)

第5条 対象児童の受入れ定員は、目黒区立保育所条例施行規則(昭和60年3月目黒区規則第28号)別表に定める合計定員が70人以下の場合は25人、71人以上の場合は30人とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度当初における延長保育利用者の選考で同項の受入れ定員を上回る申込みがあった場合において、福祉事務所長がやむを得ないと認めるときは、当該受入れ定員を超えて受け入れることができるものとする。

3 前項の場合において、第1項に規定する受入れ定員を超えて受け入れることのできる人数は、当該定員の30%の範囲内で福祉事務所長が定める人数とする。

(保育方法)

第6条 延長保育時においては、対象児童を合同で保育するものとし、夕食に影響を与えない程度の補食を提供するものとする。ただし、沐浴は行わない。

(職員体制)

第7条 延長保育を実施するに当たり、保育所に次の各号に規定する職員を配置する。ただし、非常勤保育士については対象児童数に応じこれを変更することができるものとする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 常勤保育士 | 1名 |
| (2) 非常勤保育士 | 2名 |
| (3) 臨時職員調理士 | 1名 |

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。ただし、平成2年3月31日までは、第5条中の「18人」を「13人」に読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成19年12月6日付け目子保S第713号決定）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。